

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	愛の手帳の交付に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、愛の手帳の交付に関する事務において個人番号を使用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年2月16日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	愛の手帳の交付に関する事務
②事務の内容 ※	<p>・東京都愛の手帳交付要綱に基づき、都内に居住地を有する知的障害者者の愛の手帳(東京都療育手帳)の交付、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、次の事務に使用する。</p> <p>①台帳管理(転入、氏名変更、住所変更) ②愛の手帳の交付、再交付(更新、再交付)事務 ③愛の手帳の返還</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	身体障害者手帳交付等事務システム(以下「手帳システム」という。)		
②システムの機能	1 台帳管理機能 : 台帳には氏名、生年月日、性別、住所のほか、障害内容、過去の手帳発行履歴などについて記録され、愛の手帳の交付、再交付、転入、住所変更、氏名変更、返還の各申請・届出について台帳に記録する。 2 手帳発行機能 : 交付、再交付((障害追加の更新、障害程度変更の更新、再交付)の手帳の発行を行う。 3 統計機能 : 統計のデータについてシステムより出力する。		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム
		<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
		<input type="checkbox"/> 税務システム	
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (団体内統合利用番号連携サーバ)			

システム2～5

システム2

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
②システムの機能	・本人確認情報の更新・管理・全国サーバに対する更新通知 ・本人確認の情報抽出・出力 ・全国サーバへの情報照会		
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム
		<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等
		<input type="checkbox"/> 税務システム	
<input type="checkbox"/> その他 (

システム3									
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ(以下「連携サーバ」という。)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバへの符号取得要求の仲介 ・団体内統合利用番号の取得、管理 ・団体内統合利用番号、個別業務システム利用番号の紐付管理 ・副本登録における、個別業務システムから中間サーバへの登録要求の仲介 ・情報照会における、個別業務システムからの照会要求の受付及び中間サーバと個別業務システムとの情報授受の仲介 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)									
システム4									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・符号及び団体内統合利用番号の取得、管理 ・符号、団体内統合利用番号の紐付管理 ・副本管理 ・情報照会の受付及び管理 ・情報提供管理 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (連携サーバ)</td> </tr> </table>	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (連携サーバ)	
[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (連携サーバ)									

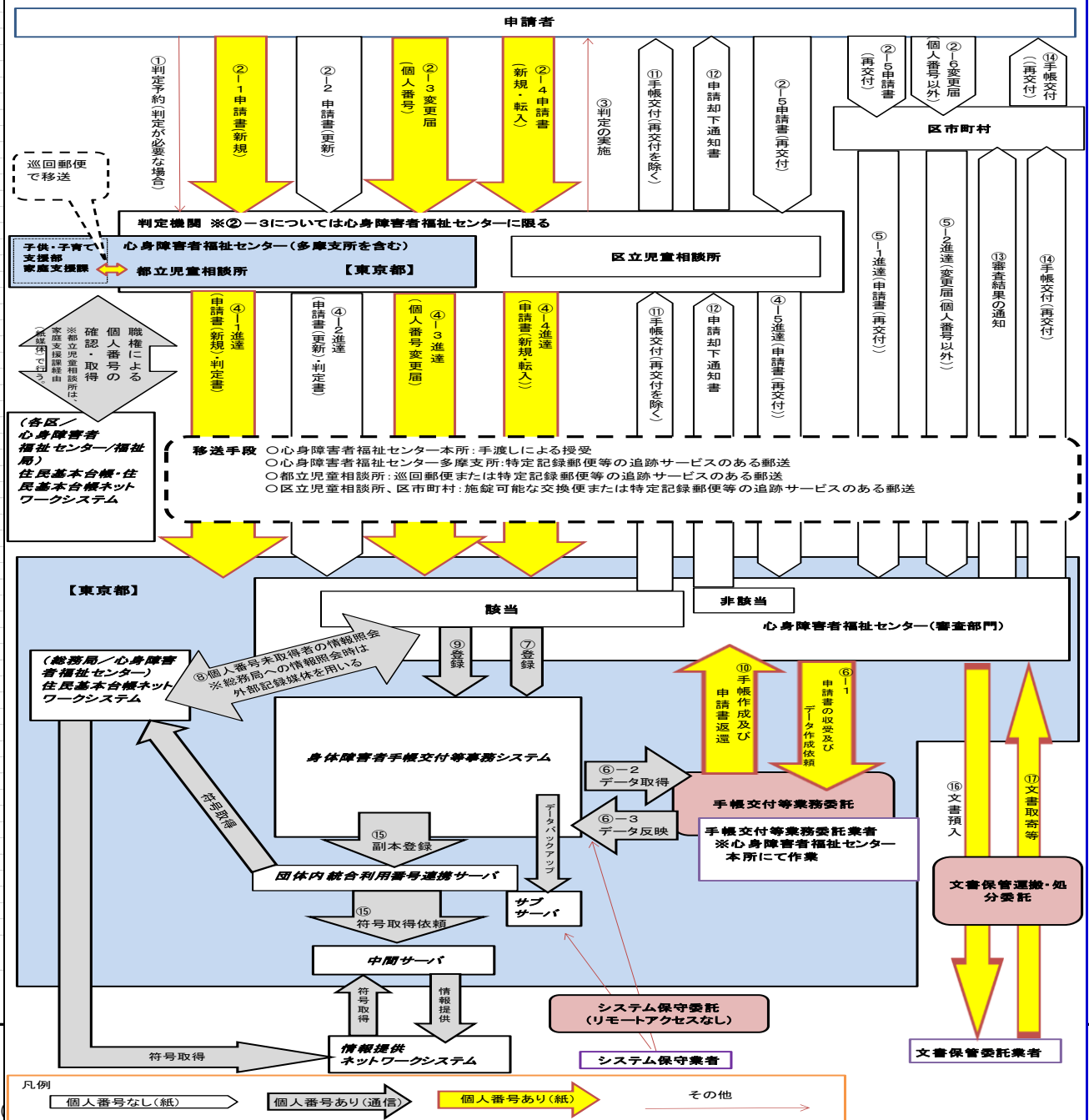
3. 特定個人情報ファイル名	
愛の手帳交付台帳に関するファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 愛の手帳の台帳管理(整理統合等)をするため。 愛の手帳の交付に関する情報の提供が必要となるため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> 正確な台帳管理に資する。 愛の手帳所持者が対象となる各種手続きの利便化及び簡略化が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の7の項、33の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第24条の5
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二 第10項、第14項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第85項の2、第106項、第108項、第116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第12条第1号ト、第12条第2号ヘ、第12条第4号ト、第12条第6号ヘ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、第53条第2号ロ、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号ニ、第55条第11号ハ、第59条の2第1号ト
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
②所属長の役職名	障害認定課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

実施マニュアル 様式1
[都様式]

事務・システムフロー図

事務の名称	愛の手帳の交付に関する事務
システムの名義	身体障害者手帳交付等事務システム
担当部署	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課



- (備考)
- 判定を受ける必要がある新規・更新の場合、申請者は申請に先立って判定機関に判定の予約を行う。
(18歳以上は心身障害者福祉センター、18歳未満は都立児童相談所または区立児童相談所)
 - 1-2 判定機関は申請者から申請書(新規、更新)を受け付ける。(新規は個人番号記載必須)
新規の場合、判定機関は番号利用法で規定された手続きに則り、申請者から個人番号を取得する。
※住民基本台帳ネットワーク・住民基本台帳を参照可能な判定機関においては上の方法のほか、職権により個人番号の確認、取得を行うことができる。
(都立児童相談所は、子供・子育て支援部家庭支援課を経由して住民基本台帳ネットワークを参照する。)
 - 2-3 判定機関(多摩支所を含む心身障害者福祉センターに限る。)は個人番号が変更になった愛の手帳所持者から個人番号変更届を受け付ける。
判定機関は番号利用法で規定された手続きに則り、届出者から個人番号を取得する。
※住民基本台帳ネットワークを参照可能な判定機関においては上の方法のほか、職権により個人番号の確認、取得を行うことができる。
 - 2-4 判定機関は申請者から申請書(転入)を受け付ける。※転入は新規の扱いとなる。
受付を行った判定機関は番号利用法で規定された手続きに則り、申請者から個人番号を取得する。
※住民基本台帳ネットワークを参照可能な判定機関においては上の方法のほか、職権により個人番号の確認、取得を行うことができる。
(都立児童相談所は、子供・子育て支援部家庭支援課を経由して住民基本台帳ネットワークを参照する。)
 - 2-5 判定機関または区市町村は申請者から申請書(再交付)を受け付ける。
 - 2-6 区市町村は申請者から個人番号変更以外の変更届(居住地変更、氏名変更、返還等)を受け付ける。
 - 3 判定機関は判定の予約を受け付けた者に対して、愛の手帳の判定基準に基づく判定を行う。
 - 4-1-2-4 判定機関は判定の実施後、判定書を作成し、申請書とともに心身障害者福祉センター(以下、「センター」と言う。なお、ここでは審査部門を指す。)に進達する。
 - 4-3-5 判定機関は受付をした個人番号変更届、申請書(再交付)をセンターに進達する。
 - 5-1-2 区市町村は申請書(再交付)、個人番号以外の変更届をセンターに進達する。
 - 6-1-2-3 新規申請(転入含む)の対象者については、手帳交付等業務委託業者が申請書を用いて、身体障害者手帳交付等事務システムに手帳の作成に必要な情報を登録する。なお、カード様式の場合は、システムからデータを取得し手帳を作成する。
 - 7 更新・再交付申請の対象者及び変更届の対象者については、職員が身体障害者手帳交付等事務システムに変更情報を登録する。(職員が行う。)
 - 8 (判定機関が個人番号を取得できない場合)職員が総務局に照会し、個人番号を取得する。(一括照会、外部媒体を用いる)
住基端末から住民基本台帳ネットワークに接続し、個別照会して個人番号を取得する。
※令和5年2月以前に愛の手帳を取得した者については判定機関において個人番号の取得ができないため、審査機関において職員が職権により取得を行う。
 - 9 センターが照会して入手した個人番号を、職員が身体障害者手帳交付等事務システムに登録する。
 - 10 身体障害者手帳交付等事務システムを用いて手帳交付等業務委託業者が手帳を作成し、発送先(判定機関または区市町村)ごとに振り分け、専用の交換便袋等に手帳を封入する。また、作業終了後は申請書を返還する。
 - 11 審査の結果、愛の手帳の判定基準に該当する対象者に対して、センターは判定機関を経由して手帳を交付する(再交付を除く)。
また、センターは審査結果を判定機関に通知する。
 - 12 審査の結果、愛の手帳の判定基準に該当しない対象者に対して、センターは判定機関を経由して申請却下通知書を交付する。
 - 13 センターは審査結果を障害者の援護実施機関である区市町村に通知し、情報共有する。
 - 14 再交付の申請者に対して、センターは区市町村を経由して手帳を交付する。
 - 15 職員は愛の手帳の副本情報を中間サーバに登録する。
※DV・虐待等の被害者など、特別な配慮を必要とする場合は不表示コード等を設定する。
 - 16 職員は愛の手帳交付決定原簿を文書保管委託業者に預け入れ、文書管理規則に則った保存を行う。
また、廃棄する必要のある文書が発生した場合は溶解処理等により廃棄を実施する。(委託により廃棄する場合は職員が立ち会いの下で行う)
 - 17 更新・再交付申請時に過去の障害判定内容を確認する場合、職員が開示請求・行政照会時に保管委託業者から預け入れた文書を取り寄せる。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
愛の手帳交付台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	東京都に居住地を有する知的障害者及び申請者本人が18歳未満の場合はその保護者
その必要性	愛の手帳交付台帳の管理を行うため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【個人番号】 他の機関等から情報照会があった場合に利用するため、記録する必要がある。 【その他識別番号(手帳番号)、4情報、障害者福祉関係情報】 愛の手帳に記載される事項であるため。 【連絡先、その他の住民票関係情報】 本人へ連絡をする場合に利用するため。 在住要件を確認し、対象者を正確に確認するため。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和5年2月
⑥事務担当部署	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課

3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人</p> <p>[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署 (総務局(住民基本台帳ネットワーク))</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 ()</p> <p>[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各区市福祉事務所長(町村長))</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 民間事業者 ()</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>・愛の手帳の新規、更新及び再交付申請並びに他県転入届出の都度入手する。</p> <p>・都においては、各区市福祉事務所長(町村長)が個人番号の確認ができず進達した場合等必要に応じて、入手する。</p> <p>・各区市福祉事務所長(町村長)においては、本人又は本人の代理人が申請した場合に、その都度入手する。</p>
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>[申請・届出]</p> <p>愛の手帳の申請・記載事項の変更の届出は、愛の手帳交付等申請書(以下「申請書」という。)の提出によること、東京都愛の手帳交付要綱第3条に定められている。</p> <p>[本人確認情報]</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の第10項、第14項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第85項の2、第106項、第108項、第116項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第9条第1号口、第12条第1号ト、第12条第2号ヘ、第12条第4号ト、第12条第6号ヘ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、第53条第2号口、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号二、第55条第11号ハ、第59条の2第1号トに規定される情報提供に対応するため、身体障害者福祉法第15条第1項、同施行令第9条第2項、東京都身体障害者手帳に関する規則第2条で規定する申請書の提出により、本人確認情報を取得する。</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の第10項、第14項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第85項の2、第106項、第108項、第116項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第12条第1号ト、第12条第2号ヘ、第12条第4号ト、第12条第6号ヘ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号口、第53条第2号口、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号二、第55条第11号ハ、第59条の2第1号トに規定される情報提供に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得する。</p>

⑤本人への明示	<p>[申請・届出]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットを配布し申請者に明示している。 ・本人が自らの意思により申請書を記入、提出している。 ・申請書は東京都愛の手帳交付要綱第3条に基づき入手している。 <p>[本人確認情報]</p> <p>住民基本台帳法第30条の15により利用可能な事務として規定されているため。</p>	
⑥使用目的 ※	東京都に居住地を有する愛の手帳所有者の交付台帳の状況を記録、更新、管理するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
	使用者数	<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※	<p>1台帳管理</p> <p>:台帳には氏名、生年月日、性別、住所のほか、判定度数、過去の手帳発行履歴などについて記録され、愛の手帳の交付、再交付、転入、住所変更、氏名変更、返還の各申請・届出について台帳に記録する。</p> <p>2手帳発行</p> <p>:交付、再交付(更新、再交付)の手帳の発行を行う。</p> <p>3統計</p> <p>:統計のデータについてシステムより出力する。</p>	
	情報の突合 ※	住基ネットと突合して本人確認を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析を行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	判定度数の審査を行う。
⑨使用開始日	令和5年2月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (3) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		
身体障害者手帳交付等事務システムの保守委託		
①委託内容	身体障害者手帳交付等事務システムの保守業務(システム運用に関するヘルプデスク、障害発生時の対応支援、定期点検、軽微なシステム改修)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	東京都に居住地を有する愛の手帳保有者(他県転出者が東京都に居住していた際の情報を含む)	
その妥当性	身体障害者手帳交付等事務システムの安定的な稼働のため、システム障害等に対応する場合に限り、特定個人情報ファイルの取扱いが必要となる。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (委託先への特定個人情報ファイルの提供はないが保守業務上閲覧する可能性がある。)	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名	株式会社 佐賀電算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		

委託事項2		文書保管運搬・処分委託
①委託内容		愛の手帳に係る各申請・各届出を行った者の申請書及び診断書を東京都文書管理規則及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」等の関係法令に則り保管する。また、保存期間を経過した書類が発生した場合は溶解処理等により廃棄する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	愛の手帳に係る各申請・各届出を行った者
	その妥当性	愛の手帳に係る各申請・各届出を行った者の申請書及び判定書の保管及び廃棄を適切に行うため、専用の業者に特定個人情報を提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		株式会社 NXワンビシアーカイズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		東京都心身障害者福祉センター身体障害者手帳及び愛の手帳の交付業務等委託
①委託内容		愛の手帳の新規・更新・再交付の申請をする者の基本情報(氏名カナ、氏名漢字、住所、電話番号、生年月日、性別、個人番号及び本人が18歳以下の場合は保護者氏名、続柄、住所、個人番号)の入力及び障害者手帳作成・交換便等への封入作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	愛の手帳に係る申請を行った者
	その妥当性	愛の手帳に係る申請を行った者の情報を効率的に台帳登録し、円滑に障害者手帳を交付するため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		株式会社 ヒューマントラスト
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (17) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第16項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)第二条の愛の手帳の交付に関する情報 ・保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報 ・措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第27項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第28項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	納税義務者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先4	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第31項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	公営住宅の入居者又はその同居者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先5	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第54項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	改良住宅の入居者又はその同居者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先6～10	
提供先6	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第55項
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	求職者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第56項の2
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	被災者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先8	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第57項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・手当支給児童に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・手当改定児童に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・一部支給停止の適用除外に関する届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・現況届出児童に係る身東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・障害の状態の届出に係る児童に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先9	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第79項
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	助成金の支給に係る労働者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先10	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第85項の2
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	入居の申込みをした者又はその者と同居をしようとする者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先11～15	

提供先11	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第106項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・学資金申請者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・猶予申請者又は当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・学資貸与金の貸与を受けたもの若しくは学資支給金を返還すべき者若しくは学資支給金を納入すべき者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先12	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第108項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・自立支援給付の支給の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・地域相談支援給付決定の変更に係る障害者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・支給認定の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・申請内容の変更の届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域こども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	子どものための教育・保育給付に係る支給決定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第10項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費決定に係る障害児に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報 ・障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第20項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
③提供する情報	・障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報 ・障害者支援施設等への入所等の措置に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第16項の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種の対象者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先17	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第14項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 1) 1万人未満 <input type="checkbox"/> 2) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input checked="checked" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

移転先1	東京都福祉局子供・子育て支援部
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第16項、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定の個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「利用条例」という。)第4条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	・被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報 ・保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報 ・措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
移転先2～5	
移転先2	東京都主税局課税部、資産税部、徴収部
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第28項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	納税義務者に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

移転先3	東京都福祉局子供・子育て支援部
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二第57項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	手当支給児童に係る東京都愛の手帳交付要綱第二条の愛の手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>【個人番号を付した申請書及び外部記録媒体】 執務室内及び専用の管理棚において施錠保管している。 また、申請書については適宜、文書保管運搬・処分業者に引き渡し保管する。委託先については「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」及び関係法令に合致した安全管理体制の構築を義務付ける。</p> <p>【手帳システム】 メインサーバは執務室内において、バックアップサーバは異なる場所のサーバ室において、ラックにて施錠保管している。メインサーバでは、ラックの施錠は管理簿に記入し、情報システム管理者の許可を得ることが必要になっている。バックアップサーバでは、原則として情報システム管理者及び情報システム担当者のみサーバ室への入室が可能となっており、入室の際は入退室管理簿に記入をし、内部承認を得ることが必要となっている。UPSがあることにより、停電時等にシャットダウンまでの時間の対応が可能である。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】 ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【連携サーバ】 ① 連携サーバは、サーバ等を設置するための専用施設内に他のシステムとは分離した区画を設け、当該サーバ専用のラックに施錠して収容する。当該施設では、入退室者管理、区画ごとの施錠管理、監視カメラによる録画、有人監視等を実施する。 ② 当該施設の煙感知装置、ガス系消火設備、耐震対応等により、火災や地震に起因する滅失等のリスクを低減する。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">期間</td> <td style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その妥当性</td> <td> <p>・愛の手帳の効力は、愛の手帳所持者が生存している間は有効であるため、知的障害程度等級及び交付決定の根拠となる書類の長期間の保存が必要となる。</p> <p>・行政処分庁として、文書管理規則上、最長の30年保存としている。</p> <p>・台帳データ(サーバ内データ)については常に使用し続けるため、常用の取り扱いとしている。</p> </td> </tr> </table>	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>	その妥当性	<p>・愛の手帳の効力は、愛の手帳所持者が生存している間は有効であるため、知的障害程度等級及び交付決定の根拠となる書類の長期間の保存が必要となる。</p> <p>・行政処分庁として、文書管理規則上、最長の30年保存としている。</p> <p>・台帳データ(サーバ内データ)については常に使用し続けるため、常用の取り扱いとしている。</p>
期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>				
その妥当性	<p>・愛の手帳の効力は、愛の手帳所持者が生存している間は有効であるため、知的障害程度等級及び交付決定の根拠となる書類の長期間の保存が必要となる。</p> <p>・行政処分庁として、文書管理規則上、最長の30年保存としている。</p> <p>・台帳データ(サーバ内データ)については常に使用し続けるため、常用の取り扱いとしている。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>【中間サーバ・プラットフォーム】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>【連携サーバ】 連携サーバで使用する機器のうち、特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。</p> <p>【手帳システム】 ・保存用以外の業務委託用の申請書は、身体障害者手帳発行後、担当職員がシュレッダーにて裁断している。</p> <p>【文書保管運搬・処分】 ・文書保管運搬・処分業者に引き渡し文書のうち、廃棄文書が発生した場合は、仕様書により安全管理措置の講じた区域内で破砕・溶解の処理を行う。 ・本システム端末のデータ消去を委託する際には、職員等が立ち会い削除するか、委託先からの書面による確証を得たうえでデータが消去されていることを確認する。 ・手帳システムサーバで使用する機器の借入期間終了時においては、物理的破壊又はデータ消去の場合は米国防総省規定に準拠した方式による3回上書き相当以上の方法で処理し、作業完了後、書面にて報告を受ける。</p>				
<p>7. 備考</p>					
<p>—</p>					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

愛の手帳交付台帳ファイル

1. 手帳発行者
2. 手帳番号
3. 氏名カナ
4. 氏名漢字
5. 性別
6. 住所
7. 自治体名
8. 保護者氏名
9. 保護者住所
10. 続柄
11. 生年月日
12. 障害内容(※)
13. 種別(※)
14. 級(※)
15. 再認定日
16. 再発行事由
17. 転出先都道府県
18. 転入日
19. 転出日
20. 返還事由
21. 返還日
22. 氏名履歴
23. 住所履歴
24. 手帳発行履歴
25. 特記事項
26. 個人番号
27. 団体内統合利用番号
28. 宛名連携状況

(※)は要配慮個人情報となっている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
愛の手帳交付台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手手段は本人からの申請書に限定される。 ・対象者以外の情報を記載することが出来ない書面様式としている。 ・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において、番号法の規定に基づき、本人確認を実施。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する本人確認情報の対象者については、使用簿を作成し責任者の承認手続を経た上で入手する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに提供依頼する対象者データは、身体障害者手帳交付等事務システムから抽出する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから取得できる情報は住民基本台帳法を根拠とする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手手段は本人からの申請書に限定される。 ・必要でない情報等を記載することが出来ない書面様式としている。 ・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において情報の精査を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムは、本人確認情報のみを保有している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する本人確認情報の対象者については、使用簿を作成し責任者の承認手続を経た上で入手する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手手段は本人からの申請書に限定される。 ・東京都愛の手帳交付要綱に基づき、各児童相談所長を経由して入手している。 ・申請者に対し、パンフレットを配布し入手方法を明示している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを所管する総務局が定める利用届により、住民基本台帳法により本人確認情報の利用が認められている旨を申請し、総務局の許可を事前に受けた上で入手を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを所管する総務局が定める様式及び方法により、入手を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する本人確認情報の対象者については、使用簿を作成し責任者の承認手続を経た上で入手する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の受付窓口である各児童相談所長及び区市福祉事務所長(町村長)において、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人確認を実施。都は、本人確認の措置を実務手引書に追加して区市町村に周知する。 ・個人番号が進達されない場合は、都において、職権により住民基本台帳ネットワークにより取得する。 ・住民基本台帳を所管する各自治体において正確性は確保されている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の受付窓口である各児童相談所長及び区市福祉事務所長(町村長)において、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、真正性の確認を実施。都は、真正性確認の措置を実務手引書に追加して区市町村に周知する。 ・個人番号が進達されない場合は、都において、職権により住民基本台帳ネットワークにより取得する。 ・住民基本台帳を所管する各自治体において正確性は確保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において記載内容の確認を行う。 ・都におけるシステム入力内容については、入力者とは別な職員による相互チェックを行っている。 ・住民基本台帳を所管する各自治体において正確性は確保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都と児童相談所の文書ルール(交換便)により入手している。①区市：都庁舎に持ち込む。②センター：センター職員が庁有車で都庁舎からセンターに持ち帰る。 ・文書ルール(交換便)によらない場合は、特定記録郵便等の追跡サービスのある郵送を利用する。 ・各児童相談所長から入手した申請書、判定書は収受簿に記録し、専用の棚で施錠保管を行っている。 【住民基本台帳ネットワークシステム】 ・心身障害者福祉センター執務室内に設置された住基端末から個別照会にて入手する。 ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については使用簿による管理を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	【連携サーバ】 連携サーバは、各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、個人番号、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号を紐付けて管理する。これらの情報は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲が限定され、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは利用できないようアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	手帳システムでは利用者の範囲を制限している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム管理者が指定した特定の端末でのみの使用である。 ・システムを使用する職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによるユーザ認証を行っている。また、パスワードは定められた期間で変更を行わないとシステムを使用できないようになっている。さらに、ログイン情報は操作ログとして保管されており、どのタイミングで誰がログインしたのかが把握できるようになっている。 ・外部記録媒体は使用できる媒体を限定しており、専用のID・パスワードが割り振られている。 ・手帳システムで使用する端末はID・パスワード以外に静脈認証等の二要素認証を導入している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム管理者がシステム利用者一覧表を作成し、一元的にID権限の管理を行っている。 ・利用者の異動に際し、管理者の権限でID、パスワード発行、失効の管理を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ID及び権限を利用者ごとに設定した一覧表について、情報システム管理者による承認手続きを経ることにより管理の適正性についてチェックを行っている。 ・職員の担当業務に合わせて、システムの使用権限を制限しており、システムを使用することができる端末が限定されている。 ・人事異動の都度、権限一覧表の見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の交付にあたっては、内部承認手続きを経ている。 システムについては、以下を行っている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。 ・記録された操作履歴について、一定期間保存する。 ・情報システム担当者が定期的に手帳システムの専用メニューを利用し、操作履歴(アクセスログ)の点検・分析を行い、その結果を情報システム管理者に報告している。 ・操作履歴は改ざん・消去が出来ないようシステム管理者のみ利用できるようなアクセス制限をかけている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。 ・システムを利用する職員へは、着任時の業務説明の際に、システムの適正利用について教育している。 ・情報セキュリティ・個人情報保護の研修で教育している。 ・システムを使用する各端末では庁内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。 ・サーバについては、情報システム担当者に付与されたサーバ管理者IDでのみアクセスが可能となっている。 ・サーバは夜間パッチにより深夜12時から翌朝7時まで利用できなくなっている。 ・個人情報の保護に関する法律第69条により、事務外での利用又は提供を制限されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのID、パスワードを所持している者以外はシステムにはアクセスできない。 ・情報システム担当者が使用する管理者のID、パスワード以外では、サーバにアクセスできない。 ・システムを使用する各端末では社内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。 ・台帳情報のファイル出力は、情報システム管理者が許可した情報システム担当者のIDのみの利用としている。 ・情報システム担当者は、業務上の必要から台帳情報のファイル出力を行うときは、使用目的、出力範囲等を明記した書面により情報システム管理者の許可を得ることとシステムセキュリティ管理要綱にて規定している。なお、ファイル出力時には、パスワードを設定する。なお、使用可能な外部記録媒体は限定されている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたりシステム画面を表示することを防止する。 ・台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要最小限の範囲にとどめ、職員に対しては使用終了後に即時廃棄するように業務説明の際に教育して、徹底している。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	契約時に委託先と取り交わす契約で、 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者、作業体制(従事者全員の職氏名)、連絡体制及び作業場所を書面にして提出 ・業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出等を委託先に求めている。 また、委託先がプライバシーマーク等を保持していることを確認している。 加えて、委託元が委託先に対して必要と認める場合には実地調査を行い、適切な管理体制をとっていることを確認するとしている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 制限している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	【委託事項1】 ・委託先への特定個人情報の提供はない。 ・サーバの定期点検等の作業時にID及びパスワードの入力が必要な際は、センター内で情報システム担当者がID、パスワードの入力を行うことで、委託業者の特定個人情報ファイルの閲覧を制限している。 【委託事項2】 ・仕様書に基づく作業体制(従事者全員の職氏名)の提出により、取扱者を明確化している。 【委託事項3】 ・作業者を限定するために、委託業務従事者名簿を事前に提出させる。 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、封印したうえで運搬する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【委託事項1】 ・委託先への特定個人情報の提供はない。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、一定期間保存する。 【委託事項2】 ・貸与時には送付票、納入時には受領票を添付することで、貸与物の件数を管理している。また、授受票による記録を行っている。 【委託事項3】 ・委託先との契約に際して、保管庫等での施設・管理、管理状況の記録等を規定した仕様書により、取扱いに係る必要事項を定める。 ・仕様書により、委託先に、文書の引渡しの都度、引き渡した文書を格納した箱に付与されたコード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【委託事項1】【委託事項2】【委託事項3】 ・業務上、委託先から他社への提供はない。 ・委託先と取り交わしている「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」において、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理に対する義務違反時の損害賠償の請求等について規定している。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【委託事項1】 ・委託先への特定個人情報の提供はない。 【委託事項2】 ・特定個人情報を含む貸与品及び納入品については、データについて暗号化するとともに、施錠した配送箱により配送し、授受票の作成及び作業区分ごとの件数を確認することで紛失等のないよう管理している。 【委託事項3】 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、封印して運搬する。また、その際、コード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。 ・仕様書により、搬送車の施錠など盗難、紛失等の防止措置を義務付ける。 ・システムにより、入出庫依頼を管理するとともに、保管状況を確認する。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p>【委託事項2】 ・委託業者と取り交わす契約で、委託履行完了時に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。</p> <p>【委託事項3】 ・仕様書により、保存期限を過ぎた文書について、溶解処理等により、復元不可能な状態とすることを規定し、処理日、処理対象とした文書箱のコード、処理方法、処理結果等を明記した廃棄証明書を取得する。</p> <p>【委託事項1】【委託事項2】【委託事項3】 ・実地調査等で現地の履行状況を確認する。</p>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>【委託事項1】【委託事項2】【委託事項3】 以下の事項の遵守を委託契約書において義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の推進体制(業務従事者名簿を含む)に係る報告 ・業務従事者への遵守事項の周知を図ること及び実施報告 ・秘密の保持 ・目的外使用の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・作業場所以外への持出禁止 ・情報の保管及び管理に係る遵守事項(契約履行完了時、入退室管理、個人情報等の取扱い) ・再委託の取扱い ・実地調査及び指示等について ・情報の保管及び管理等に対する義務違反について
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【委託事項1】 保守業務にて特定個人情報を無断で閲覧してしまう可能性があるため、職員立会いの下で保守点検作業を行うこととしている。</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録 [記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法
【連携サーバ】
全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。
【手帳システム】
アクセスログを一定期間保管し、誰がいつどの情報を操作したか記録する。

特定個人情報の提供・移転に関するルール [定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

ルール内容及びルール遵守の確認方法
【連携サーバ】
・照会側と提供（回答）側の間で行われる特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報（副本相当）は保有しない。
・事務所管部署で決定された申請書を、連携サーバ管理者が承認した上で、システムへの利用者登録、変更を行う。
・ログイン時に利用者の認証を実施する。
・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。
・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。
・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。
・不正アクセス等を検出できるようログを監査する。
【手帳システム】
①アクセスログを一定期間保管し、誰がいつどの情報を操作したか記録する。
②副本登録は、内部承認のうえで手帳システムの台帳情報に異動があった都度行う。

その他の措置の内容 -

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容
【連携サーバ】
・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。
・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。
・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。
【手帳システム】
・手帳情報は連携サーバを経由してのみ中間サーバに副本登録する。

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容
【連携サーバ】
・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。
・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。
・情報照会に対する回答は、当該照会を行った事務に対してのみ返却するよう制御されている。
・各事務所管部署が個々の照会データを一意に識別できるよう付与した識別子を、連携サーバからの回答データに付記して返却することで、どの照会に対する回答かを各事務所管部署で正確に突合できるようにしている。
【手帳システム】
・副本登録は、内部承認のうえで手帳システムの台帳情報に異動があった都度行う。
・副本の正確性確保のため、正本は手帳交付前に職員による相互チェックを行い正確性を確保している。
・中間サーバでのエラー発生時は、職員により手帳システムと連携サーバの情報を確認し、正確な情報をチェックするエラーフォローを行う。

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバ・ソフトウェア】</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>【連携サーバ】</p> <p>・ログイン時に利用者の認証を実施する。</p> <p>・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバ上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報提供が可能となるようアクセス制御されている。</p> <p>・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。</p> <p>・個別業務システム(事務)と中間サーバとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。</p> <p>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</p> <p>・中間サーバとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。</p> <p>・サーバ認証により真正性が担保された中間サーバに接続する。</p> <p>【手帳システム】</p> <p>・手帳システムで使用する端末はID・パスワード以外に静脈認証等の二要素認証を導入している。</p> <p>・IDにより、アクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御している。</p> <p>・アクセスログを一定期間保管し、必要に応じてアクセスログを点検・分析する。</p> <p>・手帳情報は、連携サーバを経由してのみ中間サーバに副本登録する。</p> <p>・副本登録するファイルは暗号化する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバ・ソフトウェア】</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>【連携サーバ】</p> <p>・ログイン時に利用者の認証を実施する。</p> <p>・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバ上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報提供が可能となるようアクセス制御されている。</p> <p>・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。</p> <p>・個別業務システム(事務)と中間サーバとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。</p> <p>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</p> <p>・中間サーバとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。</p> <p>・サーバ認証により真正性が担保された中間サーバに接続する。</p> <p>【手帳システム】</p> <p>・手帳システムで使用する端末はID・パスワード以外に静脈認証等の二要素認証を導入している。</p> <p>・IDにより、アクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御している。</p> <p>・アクセスログを一定期間保管し、必要に応じてアクセスログを点検・分析する。</p> <p>・手帳情報は、連携サーバを経由してのみ中間サーバに副本登録する。</p> <p>・副本登録するファイルは暗号化する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバ・ソフトウェア】</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報提供が可能となるよう制御されている。 個別業務システム(事務)と中間サーバとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。 インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 中間サーバとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。 サーバ認証により真正性が担保された中間サーバに接続する。 <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 副本登録は、内部承認のうえで手帳システムの台帳情報に異動があった都度登録する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバ・ソフトウェア】</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

【中間サーバ・プラットフォーム】
 ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

【連携サーバ】
 ・サーバ等を設置するための専用施設内に他のシステムとは分離した区画を設け、当該サーバ専用のラックに施錠して収容する。当該施設では、入退室者管理、区画ごとの施錠管理、監視カメラによる録画、有人監視等を実施する。
 ・当該施設の煙感知装置、ガス系消火設備、耐震対応等により、火災や地震に起因する滅失等のリスクを低減する。
 ・機器のうち、特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。

【書類】
 ・台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要最小限の範囲にとどめ、職員に対しては使用終了後に即時廃棄するように業務説明の際に教育して、徹底している。
 ・各区市福祉事務所長(町村長)から入手した申請書、診断書は専用の棚で施錠保管を行っている。
 ・一定期間を経過した申請書及び診断書は東京都文書管理規則に則り、適宜、保管運搬・処分業者へ引き渡し保管する。
 ・保存期間を経過した書類が発生した場合は溶解処理等により廃棄する。
 ・委託先においては仕様書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」等の関係法令による取扱いを義務付ける。

【手帳システム】
 ・サーバ設置場所、端末設置場所を施錠管理している。(バックアップサーバも含む)
 ・データのバックアップは、世代管理している。
 ・本システム端末のデータ消去を委託する際には、職員等が立ち会い削除するか、委託先からの書面による確認を得たうえでデータが消去されていることを確認する。
 ・手帳システムサーバで使用する機器の借入期間終了時においては、物理的破壊又はデータ消去の場合は米国国防総省規定に準拠した方式による3回以上書き相当以上の方法で処理し、作業完了後、書面にて報告を受ける。

【外部記録媒体】
 ・専用の棚に施錠保管し、利用する際はその都度、利用簿に記録を残す。外部記録媒体を廃棄する場合は物理的な破砕処理にて廃棄を行う。
 ・外部記録媒体に記録されたデータは使用完了後に速やかに消去している。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------	--------------	--

具体的な対策の内容

【中間サーバ・プラットフォーム】
 ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

【連携サーバ】
 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。
 ・サーバが接続されたセグメントとそれ以外のセグメントの境界にファイアウォールを導入するとともに、ログを取得する。
 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを更新する。
 ・基本ソフトウェア(OS)及びミドルウェアは、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。
 ・データベースにデータを暗号化して保存する。
 ・データベースに対する操作権限を細分化し、連携サーバ管理者であっても真に必要な場合を除いてはデータにアクセスできないよう制御する。
 ・データベースに対するアクセスログを取得する。
 ・データベースのバックアップを取得する。
 ・あらかじめ登録された機器だけがネットワークに接続できるよう制御する。
 ・サーバ及びその管理に用いる機器は、書き出し可能な外部記録媒体を内蔵せず、かつUSB機器等に対する制御を行い、外部記録媒体の利用を制限する。

【手帳システム】
 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録する。
 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うことにより、ウイルス感染を防止している。
 ・システムを使用する各端末では庁内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。
 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。
 ・サーバが接続されたセグメントと他のセグメント間の通信は制限されている。
 ・番号系端末でウイルスを検知した場合、番号系端末が配備されたすべての局の情報化推進担当宛てに、システム管理者から自動でメール通知する。
 ・システムで利用する端末、外部記録媒体はドライブ暗号化を使用する。
 ・外部記録媒体に記録するデータ及びパスワードファイルは暗号化し、使用完了後は速やかに削除する。
 ・廃棄時には内部のデータを復元できないように消去した上で廃棄する。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		<p>①令和2年8月21日に東京都人権プラザにおいて開催した「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ」展のメディア向けカンファレンスの動画配信案内を(公財)東京都人権啓発センターの行事案内希望者に対して送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力して発信したため、個人情報が流出する事故が発生した。</p> <p>②令和3年1月に東京都電子調達システムにより印刷物の契約案件を公表した際、印刷物の配布先となる町会名のみを公表するところ、誤って中野区内の町会の代表者の氏名、住所及び電話番号を1月28日から2月3日までの間、公表してしまった。</p> <p>③令和3年3月、助成金返還事務のためにワンビシより取り寄せていた平成29年度教育助成金調査票(B表)の返却手続きを行った際、段ボール二箱分がないことが発覚した。当該段ボール箱は執務室内の空きスペースにて保管していた。</p> <p>④令和3年7月、都のインターンシップ関連イベントに係る告知メールを送信する際、都が過去に出展した民間企業主催の就職イベント参加者及び当該企業に対して都関連の採用情報の提供を希望した者のメールアドレスを、BCC欄ではなく宛先欄に入力して一斉に送信したため、個人情報が流出する事故が発生した。</p> <p>⑤令和3年9月、東日本大震災都内避難者向けに作成する「都内避難者の皆様への定期便」の一部について、送付業務の受託者が誤って本人以外の避難者の宛名を記載して発送してしまい、氏名が流出する事故が発生した。</p> <p>⑥令和3年12月、都営住宅の毎月募集の申込者に対して、東京都住宅供給公社において、抽せん番号をお知らせする郵便はがきを発送する準備を行い、料金別納で郵便局に持ち込みを完了したつもりであったが、後日、郵便局に確認したところ、持ち込まれたことを示す書類がないことが判明した。申込者に電話で確認したところ、郵便はがきが届いていることを確認できなかったため、申込者の氏名、住所等が記載されたはがきを紛失する事故が発生した。</p> <p>⑦令和4年5月、指定管理者が運営する東京都現代美術館において、ミュージアムショップ運営の受託事業者スタッフが、展覧会図録を予約した顧客へ一斉に案内メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、宛先欄に入力して発信した。</p> <p>⑧令和4年5月、都の技能検定試験に関する業務を行う東京都職業能力開発協会において、技能検定試験に関する通知を外国人技能実習の監理団体に対してメールで送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力し、一斉送信した。</p> <p>⑨令和4年5月、就学支援金事務の受託者である東京都私学財団が、就学支援金の基礎データをCD-Rに情報を保存し、対象高等学校等宛で一斉に送付したところ、そのうち1校において、他校の受給者に関する情報が含まれていることが判明した。</p> <p>⑩令和4年5月、都の医療機器産業への参入支援事業の受託者が、事業に関するイベントを案内するメールマガジンを送付する際、宛先欄に複数のメールアドレスを入力し、送信してしまった。同社の配信システムは、1名分のメールを送信した後、宛先欄のメールアドレスが自動で次の1名のアドレスに上書き処理されるプログラムが組まれていたが、プログラムの改修ミスにより、メールアドレスが上書きではなく追記されて送信されていた。</p> <p>⑪令和4年10月、東京都陽性者登録センターの運営受託者が、医療機関で新型コロナウイルス陽性の診断を受け、センターに登録申請を行った複数の患者への登録完了メールを、送付先アドレスが全て入れ替わったまま送信してしまった。</p> <p>⑫令和4年12月、労働力調査の統計調査員に対して連絡事項をメールした際、BCC欄に入力して送るべきところを宛先欄に入力し、一斉送信した。</p>

再発防止策の内容	<p>①団体に対し、外部へ一斉送信する際は、メールアドレスをBCC欄に入力すべきことと、メール送信前に、複数の職員で宛先の確認作業を必ず行うことを、職員全員に改めて周知徹底するとともに、組織としての検証を行い、再発防止策を検討するよう指導した。</p> <p>②(1)事務フローの見直し ・起工部署の事務フローを、別紙1のとおり見直し、周知徹底を図る。 ・契約部署は、着手起案作成時及び発注図書登録時、電子調達システムに、起工部署から提出されたPDFデータを公表前の登録を行ってから印刷した上で、契約依頼文書に添付された仕様書と照合し、一致していることを確認する。また、この確認方法について、令和元年12月19日付経理部契約課長事務連絡「契約事務に係る情報漏えい等の防止策について」により配布されたチェックリストに追記した。</p> <p>(2)臨時支所コンプライアンス推進委員会の開催 臨時支所コンプライアンス推進委員会を開催し、再発防止に向け、上記事務フローの見直しの周知徹底を図った。</p> <p>③(1)個人情報の重要性を再確認し、高い危機意識をもって個人情報の適正な管理・運用を図るよう、改めて基本的な取扱いルールの徹底を図る。 (2)書類の所在及び処理状況が明確に分かるような管理方法の整備や、文書廃棄の際の事務処理手順の整備など、書類管理の徹底に向けた仕組みの構築を図る。</p> <p>④(1)局内全職員に対して情報セキュリティ研修を実施し、二度と同様の事故を起こさないよう、情報セキュリティ対策の徹底を図る。 (2)外部の複数の宛先に対してメールを送信する場合、「BCC」欄を入力するとともに、送信前に複数の職員によるチェックを徹底する。</p> <p>⑤これまで実施してきた委託事業者への発送完了時の確認のほか、委託事業者職員による宛名、住所の複数チェック等、発送作業での確認作業を確実に実施させるとともに、都においても個人情報を含む情報の適切な取扱いについて、さらなる徹底を図り、再発防止に努める。</p> <p>⑥(1)スケジュールの情報共有と進行管理の徹底 発送に関わる者を含め、課全員が発送スケジュールや作業進捗状況を把握・共有する。また、管理監督職が発送作業の進捗管理を密に行うことで発送遅延や発送漏れを直ちに把握できるようにする。 (2)発送前後の確認体制の見直し 当日発送すべき郵便物が揃っているか、発送を担当している係全体でチェックする。発送担当者は、郵便局からの領収証を運搬業者から受け取った後に、発送物作成担当者に引き渡す。発送物作成担当者は、領収証等に担当課長代理・課長の確認押印を受ける。 (3)紛失リスクの解消 発送予定日前にはがきが納品された場合であっても、その日のうちに郵便局へ持ち込み、はがきを長期間執務室に滞留させないようにする。</p> <p>⑦(1)ミュージアムショップにおいて、本社セキュリティインシデント統括部と連携して、個人情報取り扱い、情報管理体制の改善を行う。 (2)特に複数人へのメール送信に際してはダブルチェックを徹底する。 (3)現代美術館全委託業者に、適切な個人情報等の取扱い及び情報管理を徹底するよう指示する。 (4)財団が管理運営する各施設にも本事案を共有し、個人情報を含む情報の適切な管理を徹底する。</p> <p>⑧(1)個人情報の取扱い及び情報管理の徹底等について周知するとともに、職員全員に臨時研修を速やかに実施 (2)誤送信防止に向けたシステムの導入(ダイアログの自動表示など) (3)複数人チェックなど基本的対策の徹底</p> <p>⑨チェック機能を再検証し、全日制等と同様の仕組みを通信制にも直ちに導入するほか、事務フローの再構築を行い、再発防止に努める。そのうえで、本件を財団内で広く共有させ、個人情報の取扱い全般についてハード・ソフトの両面から厳しく見直すとともに、職員の意識向上を図っていく。また、都の実施機関においても個人情報の適正管理とサイバーセキュリティ対策について改めて確認を行う。</p> <p>⑩(1)システムの改善 メールマガジンの配信は、これまで「TO」により自動で1件ずつ送信がされる仕組みであったが、一括メール送信においては送信者アドレスを全て「BCC」に入れるようシステム改修を行う。 (2)システム会社における確認体制の強化 開発前にシステム会社を実施する、影響調査・テスト内容等について、これまでの2名体制によるダブルチェックから、システム会社のプロジェクトマネージャーも加えることとし、確認した内容を報告させて承認する運用へ見直す。 (3)受託者における確認体制の強化 システム会社のテスト結果の確認にあたっては、テストの証跡情報の提出を求め、内容の確認を行うとともに、受託者での運用テストでは要件定義とも照らした確認を担当だけでなく管理職も実施することにより徹底する。</p> <p>⑪受託事業者に対して厳正に指導し、登録完了メール送信作業のチェック体制を強化させる。</p> <p>⑫(1)部コンプライアンス推進委員会の臨時開催 ・メール送信時のダブルチェックを徹底させるため、個人情報等の取扱いに係るチェックリストの全職員での点検により注意を喚起、情報管理を再徹底する。 ・あわせて、最近の事故事案の事例を周知するなど、事故の再発予防を進める。 (2)定期的な事故防止意識の醸成 統計調査員を含む全職員を対象に、各所属長や指導員から情報セキュリティや感染拡大防止等に関する指導を定期・継続的に行い、危機意識の醸成等を図る。</p>
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者のデータと同様に保管している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	申請者に対し、愛の手帳に変更があった際には届け出ることを手帳の注意事項欄に記載し、交付の際にも説明をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間を経過した申請書及び判定書は適宜、保管運搬・処分業者へ引き渡し保管する。なお、保存期間を経過した書類が発生した場合は仕様書及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」等の関係法令に則った安全管理措置を講じ溶解処理等により廃棄する。 ・手帳システムのデータについては消去しない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護については、全職員が職員向けの自己点検表を用いてチェックを実施。 ・情報セキュリティについては、システム管理者が点検表を用いてチェックを実施。 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施。 【中間サーバ・プラットフォーム】 <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛の手帳」の監査実績は無し ・東京都特定個人情報保護監査ガイドラインに従い、4年に一度のサイクルで助言型の内部監査を実施。 ・5年に一度のサイクルで情報セキュリティ外部監査を実施。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【職員（非常勤含む。）】 <p>全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人端末からアクセスするeラーニング研修（理解度が基準に達しないと修了できない） ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修 ・未受講者が出来ないように端末のない職員に紙でeラーニング研修の実施を行い、結果の報告を受けることとしている。 【委託先】 <ul style="list-style-type: none"> ・業務開始に当たり、個人情報の取扱いルールを順守することを確認させている。 【中間サーバ・プラットフォーム】 <ul style="list-style-type: none"> ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。
3. その他のリスク対策	
【中間サーバ・プラットフォーム】 <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【連携サーバ】 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。 ・サーバが接続されたセグメントとそれ以外のセグメントの境界にファイアウォールを導入するとともに、ログを取得する。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを更新する。 ・基本ソフトウェア(OS)及びミドルウェアは、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 ・データベースにデータを暗号化して保存する。 ・データベースに対する操作権限を細分化し、連携サーバ管理者であっても真に必要な場合を除いてはデータにアクセスできないよう制御する。 ・データベースに対するアクセスログを取得する。 ・データベースのバックアップを取得する。 ・あらかじめ登録された機器だけがネットワークに接続できるよう制御する。 ・サーバ及びその管理に用いる機器は、書き出し可能な外部記録媒体を内蔵せず、かつUSB機器等に対する制御を行い、外部記録媒体の利用を制限する。 【手帳システム】 <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴（アクセスログ）を記録する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うことにより、ウイルス感染を防止している。 ・システムを使用する各端末では社内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。 ・サーバが接続されたセグメントと他のセグメント間の通信は制限されている。 ・番号系端末でウイルスを検知した場合、番号系端末が配備されたすべての局の情報化推進担当宛てに、システム管理者から自動でメール通知する。 ・システムで利用する端末、外部記録媒体はドライブ暗号化を使用する。 ・外部記録媒体に記録するデータ及びパスワードファイルは暗号化し、使用完了後は速やかに削除する。 ・廃棄時には内部のデータを復元できないように消去した上で廃棄する。 	



V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東京都福祉局心身障害者福祉センター障害認定課 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ14階 03-3235-2963
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 納付書により、実費相当分(10円/枚)の手数料を納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	愛の手帳交付ファイル
公表場所	東京都総務局総務部情報公開課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都福祉局心身障害者福祉センター障害認定課 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ14階 03-3235-2963
②対応方法	問合せの受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月9日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東京都ホームページにおいて意見募集の掲載を行い、電子メール、FAX及び郵送にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和5年10月6日から同年11月5日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年12月6日から令和6年1月10日まで
②方法	東京都情報公開・個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会において点検を受けた。
③結果	以下の答申を受けた。 「本評価書案を点検したところ、愛の手帳の交付に関する事務(以下「本件事務」という。)における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。」
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

